

秋田市告示第79号

秋田市勝平地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市勝平地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市新屋松美ガ丘東町10番10号
勝平地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 五十嵐 正 弘
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで